

旭川医科大学非常勤職員（短時間勤務職員）給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西 川 祐 司

旭川医科大学非常勤職員（短時間勤務職員）給与規程の一部を改正する規程

旭川医科大学非常勤職員（短時間勤務職員）給与規程（平成16年旭医大達第156号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(時間給及び日給)</p> <p>第6条 時間給及び日給は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、1週間当たりの勤務時間が30時間を超えない範囲内で勤務する職員については、別表第1に定める額の範囲内の額をもって時間給とする。ただし、病院において医療に従事する次に掲げる職員については、国家公務員の給与改正に伴う基本給表の改正及びベースアップを目的とした診療報酬加算制度の改定があるまでの間、別表第1に定める額に50円を加算するものとする。</p> <p>ア 事務補助員、技術補助員時間給表適用者（ただし、医療支援課所属の社会福祉士、保育士、医事課所属の診療情報管理士及び技術補助員に限る。）</p> <p>イ 技能補助員時間給表、技術補助員（医療）時間給表及び技術補助員（看護）時間給表適用者。</p> <p>2 職員のうち、旭川医科大学職員給与規程（平成16年旭医大達第15</p>	<p>(略)</p> <p>(時間給及び日給)</p> <p>第6条 時間給及び日給は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、1週間当たりの勤務時間が30時間を超えない範囲内で勤務する職員については、別表第1に定める額の範囲内の額をもって時間給とする。ただし、病院において医療に従事する次に掲げる職員については、国家公務員の給与改正に伴う基本給表の改正及びベースアップを目的とした診療報酬加算制度の改定があるまでの間、別表第1に定める額に50円を加算するものとする。</p> <p>ア 事務補助員、技術補助員時間給表適用者（ただし、医療支援課所属の社会福祉士、保育士、医事課所属の診療情報管理士及び技術補助員に限る。）</p> <p>イ 技能補助員時間給表、技術補助員（医療）時間給表及び技術補助員（看護）時間給表適用者。</p> <p>2 職員のうち、旭川医科大学職員給与規程（平成16年旭医大達第15</p>

3号。以下「常勤職員の給与規程」という。)第17条(基本給の調整額)の別表に掲げる者と同様の職務を行うものと認められる者で、かつ、勤務命令等が常勤の職員の例により取り扱われている者、常勤職員の給与規程第34条の13に規定する手当を支給される者若しくは、手術部、救命救急センター及びHCUに勤務する看護師については、別表第1の調整額加算1又は2の額の範囲内の額をもって時間給とすることができる。

(略)

(通勤手当)

第7条 通勤手当は、1箇月以上の期間を定めて雇用された職員のうち、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)
- (2) 通勤のため自動車、原動機付の交通用具又は自転車(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通

3号。以下「常勤職員の給与規程」という。)第17条(基本給の調整額)の別表に掲げる者と同様の職務を行うものと認められる者で、かつ、勤務命令等が常勤の職員の例により取り扱われている者、常勤職員の給与規程第34条の13に規定する手当を支給される者若しくは、手術部、救命救急センター及びHCUに勤務する看護師については、別表第1の調整額加算1又は2の額の範囲内の額をもって時間給とすることができる。

(略)

(通勤手当)

第7条 通勤手当は、1箇月以上の期間を定めて雇用された職員のうち、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)
- (2) 通勤のため自動車、原動機付の交通用具又は自転車(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通

勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

2 通勤手当の月額を、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 定期券の価額又は回数券等の平均1箇月当たりの通勤所要回数分の運賃等額で最も経済的となる運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）（その額が55,000円を超えるときは、55,000円）

(2) 前項第2号に掲げる職員 次の表に掲げる職員の区分に応じて同表に定める額

職員の区分	手当月額
自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員	2,000円
使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員	4,200円
使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員	<u>7,300円</u>
使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員	<u>10,400円</u>
使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員	<u>13,500円</u>
使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員	<u>16,600円</u>
使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員	<u>19,700円</u>
使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員	<u>22,800円</u>
使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員	<u>25,900円</u>
使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満	<u>29,100円</u>

勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

2 通勤手当の月額を、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 定期券の価額又は回数券等の平均1箇月当たりの通勤所要回数分の運賃等額で最も経済的となる運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）（その額が55,000円を超えるときは、55,000円）

(2) 前項第2号に掲げる職員 次の表に掲げる職員の区分に応じて同表に定める額

職員の区分	手当月額
自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員	2,000円
使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員	4,200円
使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員	<u>7,100円</u>
使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員	<u>10,000円</u>
使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員	<u>12,900円</u>
使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員	<u>15,800円</u>
使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員	<u>18,700円</u>
使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員	<u>21,600円</u>
使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員	<u>24,400円</u>
使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満	<u>26,200円</u>

である職員	
使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員	<u>32,300円</u>
使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員	<u>35,500円</u>
使用距離が片道60キロメートル以上である職員	<u>38,700円</u>

(略)

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第6条第1項第5号及び第2項関係）

イ 事務補助員，技術補助員時間給表

経験年数						時間給額 (円)	調整額 加算1	調整額 加算2
高校卒		短大卒		大学卒				
以上	未満	以上	未満	以上	未満			
0.00	3.00	0.00	1.00			<u>1,155</u>	<u>1,193</u>	<u>1,231</u>
3.00	6.00	1.00	4.00	0.00	2.00	<u>1,229</u>	<u>1,267</u>	<u>1,305</u>
6.00	9.00	4.00	7.00	2.00	5.00	<u>1,338</u>	<u>1,376</u>	<u>1,414</u>
9.00		7.00		5.00		<u>1,396</u>	<u>1,434</u>	<u>1,472</u>

備考

- 1 経験年数は、各欄記載の学歴取得後の経験年数を示す。
- 2 表中「6.00」等とあるのは「6年0月」等を示す。（以下「別表第1」において同じ。）

ロ 技能補助員時間給表

一般技能職員				
経験年数		時間給額 (円)	調整額 加算1	調整額 加算2
高校卒				
以上	未満			

である職員	
使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員	<u>28,000円</u>
使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員	<u>29,800円</u>
使用距離が片道60キロメートル以上である職員	<u>31,600円</u>

(略)

別表第1（第6条第1項第5号及び第2項関係）

イ 事務補助員，技術補助員時間給表

経験年数						時間給額 (円)	調整額 加算1	調整額 加算2
高校卒		短大卒		大学卒				
以上	未満	以上	未満	以上	未満			
0.00	3.00	0.00	1.00			<u>1,084</u>	<u>1,122</u>	<u>1,160</u>
3.00	6.00	1.00	4.00	0.00	2.00	<u>1,159</u>	<u>1,197</u>	<u>1,235</u>
6.00	9.00	4.00	7.00	2.00	5.00	<u>1,269</u>	<u>1,307</u>	<u>1,345</u>
9.00		7.00		5.00		<u>1,326</u>	<u>1,365</u>	<u>1,403</u>

備考

- 1 経験年数は、各欄記載の学歴取得後の経験年数を示す。
- 2 表中「6.00」等とあるのは「6年0月」等を示す。（以下「別表第1」において同じ。）

ロ 技能補助員時間給表

一般技能職員				
経験年数		時間給額 (円)	調整額 加算1	調整額 加算2
高校卒				
以上	未満			

		<u>1.182</u>	<u>1.217</u>	<u>1.251</u>
0.00	4.00	<u>1.253</u>	<u>1.288</u>	<u>1.322</u>
4.00	6.00	<u>1.287</u>	<u>1.322</u>	<u>1.356</u>
6.00	10.00	<u>1.404</u>	<u>1.446</u>	<u>1.489</u>
10.00	14.00	<u>1.447</u>	<u>1.490</u>	<u>1.532</u>
14.00	21.00	<u>1.475</u>	<u>1.518</u>	<u>1.561</u>
21.00		<u>1.505</u>	<u>1.547</u>	<u>1.590</u>

備考 経験年数は、各欄記載の学歴取得後の経験年数を示す。

技能免許所有職員				
経験年数		時間給額 (円)	調整額 加算1	調整額 加算2
高校卒				
以上	未満			
0.00	3.00	<u>1.253</u>	<u>1.288</u>	<u>1.322</u>
3.00	6.00	<u>1.344</u>	<u>1.378</u>	<u>1.413</u>
6.00	10.00	<u>1.447</u>	<u>1.490</u>	<u>1.532</u>
10.00	18.00	<u>1.475</u>	<u>1.518</u>	<u>1.561</u>
18.00		<u>1.505</u>	<u>1.547</u>	<u>1.590</u>

備考 この表は、自動車運転手等で免許等を必要とする業務に従事する者に適用し、経験年数は、それぞれの免許等の資格を取得した時以後の経験年数を示す。

ハ 技術補助員（医療）時間給表

薬剤師以外の医療職									
経験年数						時間給額 (円)	調整額 加算1	調整額 加算2	大学 勤務者
短大卒		短大3卒		大学卒					
以上	未満	以上	未満	以上	未満				
	2.00					<u>1.287</u>	<u>1.323</u>	<u>1.359</u>	<u>1.273</u>
		0.00	1.00			<u>1.358</u>	<u>1.393</u>	<u>1.429</u>	<u>1.343</u>
2.00	5.00	1.00	4.00	0.00	3.00	<u>1.397</u>	<u>1.444</u>	<u>1.490</u>	<u>1.383</u>

		<u>1.110</u>	<u>1.145</u>	<u>1.179</u>
0.00	4.00	<u>1.182</u>	<u>1.217</u>	<u>1.251</u>
4.00	6.00	<u>1.217</u>	<u>1.251</u>	<u>1.286</u>
6.00	10.00	<u>1.331</u>	<u>1.374</u>	<u>1.416</u>
10.00	14.00	<u>1.380</u>	<u>1.422</u>	<u>1.465</u>
14.00	21.00	<u>1.415</u>	<u>1.458</u>	<u>1.501</u>
21.00		<u>1.446</u>	<u>1.489</u>	<u>1.532</u>

備考 経験年数は、各欄記載の学歴取得後の経験年数を示す。

技能免許所有職員				
経験年数		時間給額 (円)	調整額 加算1	調整額 加算2
高校卒				
以上	未満			
0.00	3.00	<u>1.182</u>	<u>1.217</u>	<u>1.251</u>
3.00	6.00	<u>1.274</u>	<u>1.309</u>	<u>1.343</u>
6.00	10.00	<u>1.380</u>	<u>1.422</u>	<u>1.465</u>
10.00	18.00	<u>1.415</u>	<u>1.458</u>	<u>1.501</u>
18.00		<u>1.446</u>	<u>1.489</u>	<u>1.532</u>

備考 この表は、自動車運転手等で免許等を必要とする業務に従事する者に適用し、経験年数は、それぞれの免許等の資格を取得した時以後の経験年数を示す。

ハ 技術補助員（医療）時間給表

薬剤師以外の医療職									
経験年数						時間給額 (円)	調整額 加算1	調整額 加算2	大学 勤務者
短大卒		短大3卒		大学卒					
以上	未満	以上	未満	以上	未満				
	2.00					<u>1.216</u>	<u>1.251</u>	<u>1.287</u>	<u>1.201</u>
		0.00	1.00			<u>1.286</u>	<u>1.322</u>	<u>1.358</u>	<u>1.272</u>
2.00	5.00	1.00	4.00	0.00	3.00	<u>1.326</u>	<u>1.372</u>	<u>1.418</u>	<u>1.311</u>

5.00	8.00	4.00	7.00	3.00	6.00	<u>1.477</u>	<u>1.523</u>	<u>1.569</u>	<u>1.463</u>
8.00	11.00	7.00	10.00	6.00	9.00	<u>1.546</u>	<u>1.592</u>	<u>1.639</u>	<u>1.532</u>
11.00	14.00	10.00	13.00	9.00	12.00	<u>1.600</u>	<u>1.647</u>	<u>1.693</u>	<u>1.586</u>
14.00		13.00		12.00		<u>1.652</u>	<u>1.699</u>	<u>1.745</u>	<u>1.638</u>

備考 この表は、臨床検査技師、栄養士等の免許等を必要とする業務（次表に該当するものを除く。）に従事する者に適用し、経験年数は、それぞれの免許等の資格を取得した時以後の経験年数を示す。

薬剤師					
経験年数				時間給額 (円)	大学勤務者
大学卒		大学6卒			
以上	未満	以上	未満		
0.00	6.00	0.00	3.00	<u>1.637</u>	<u>1.622</u>
6.00	9.00	3.00	6.00	<u>1.671</u>	<u>1.656</u>
9.00	12.00	6.00	9.00	<u>1.725</u>	<u>1.711</u>
12.00		9.00		<u>1.768</u>	<u>1.753</u>

備考 この表は、薬剤師の免許を必要とする業務に従事する者に適用し、経験年数は、免許の資格を取得した時以後の経験年数を示す。

## ニ 技術補助員（看護）時間給表

看護師等									
経験年数						時間給額 (円)	調整額 加算1	調整額 加算2	大学勤務者
短大卒		短大3卒		大学卒					
以上	未満	以上	未満	以上	未満				
0.00	2.00					<u>1.483</u>	<u>1.538</u>	<u>1.592</u>	<u>1.469</u>
		0.00	1.00			<u>1.534</u>	<u>1.588</u>	<u>1.642</u>	<u>1.519</u>
2.00	5.00	1.00	4.00	0.00	3.00	<u>1.554</u>	<u>1.608</u>	<u>1.662</u>	<u>1.539</u>
5.00	8.00	4.00	7.00	3.00	6.00	<u>1.617</u>	<u>1.671</u>	<u>1.725</u>	<u>1.602</u>

5.00	8.00	4.00	7.00	3.00	6.00	<u>1.409</u>	<u>1.455</u>	<u>1.501</u>	<u>1.395</u>
8.00	11.00	7.00	10.00	6.00	9.00	<u>1.484</u>	<u>1.530</u>	<u>1.576</u>	<u>1.470</u>
11.00	14.00	10.00	13.00	9.00	12.00	<u>1.539</u>	<u>1.585</u>	<u>1.632</u>	<u>1.525</u>
14.00		13.00		12.00		<u>1.594</u>	<u>1.640</u>	<u>1.686</u>	<u>1.579</u>

備考 この表は、臨床検査技師、栄養士等の免許等を必要とする業務（次表に該当するものを除く。）に従事する者に適用し、経験年数は、それぞれの免許等の資格を取得した時以後の経験年数を示す。

薬剤師					
経験年数				時間給額 (円)	大学勤務者
大学卒		大学6卒			
以上	未満	以上	未満		
0.00	6.00	0.00	3.00	<u>1.573</u>	<u>1.558</u>
6.00	9.00	3.00	6.00	<u>1.609</u>	<u>1.594</u>
9.00	12.00	6.00	9.00	<u>1.664</u>	<u>1.650</u>
12.00		9.00		<u>1.709</u>	<u>1.695</u>

備考 この表は、薬剤師の免許を必要とする業務に従事する者に適用し、経験年数は、免許の資格を取得した時以後の経験年数を示す。

## ニ 技術補助員（看護）時間給表

看護師等									
経験年数						時間給額 (円)	調整額 加算1	調整額 加算2	大学勤務者
短大卒		短大3卒		大学卒					
以上	未満	以上	未満	以上	未満				
0.00	2.00					<u>1.402</u>	<u>1.456</u>	<u>1.510</u>	<u>1.388</u>
		0.00	1.00			<u>1.453</u>	<u>1.507</u>	<u>1.561</u>	<u>1.438</u>
2.00	5.00	1.00	4.00	0.00	3.00	<u>1.474</u>	<u>1.528</u>	<u>1.583</u>	<u>1.460</u>
5.00	8.00	4.00	7.00	3.00	6.00	<u>1.542</u>	<u>1.596</u>	<u>1.651</u>	<u>1.528</u>

8.00	11.00	7.00	10.00	6.00	9.00	<u>1.675</u>	<u>1.729</u>	<u>1.783</u>	<u>1.660</u>
11.00	14.00	10.00	13.00	9.00	12.00	<u>1.708</u>	<u>1.762</u>	<u>1.816</u>	<u>1.693</u>
14.00	17.00	13.00	16.00	12.00	15.00	<u>1.739</u>	<u>1.793</u>	<u>1.847</u>	<u>1.725</u>
17.00	20.00	16.00	19.00	15.00	18.00	<u>1.792</u>	<u>1.846</u>	<u>1.900</u>	<u>1.778</u>
20.00	23.00	19.00	22.00	18.00	21.00	<u>1.851</u>	<u>1.905</u>	<u>1.959</u>	<u>1.836</u>
23.00		22.00		21.00		<u>1.914</u>	<u>1.968</u>	<u>2.022</u>	<u>1.899</u>

備考 この表は、看護師、助産師及び保健師の業務に従事する者に適用し、経験年数は、それぞれの免許を取得した時以後の経験年数を示す。なお、看護部所属の職員については、看護職員の処遇改善を目的とした診療報酬の加算制度が改正又は廃止されるまでの間、下記の表を適用する。

看護師等										
経験年数						時間給額 (円)	調整額 加算1	調整額 加算2		
短大卒		短大3卒		大学卒						
以上	未満	以上	未満	以上	未満					
0.00	2.00					<u>1.525</u>	<u>1.580</u>	<u>1.634</u>		
		0.00	1.00			<u>1.576</u>	<u>1.630</u>	<u>1.684</u>		
2.00	5.00	1.00	4.00	0.00	3.00	<u>1.596</u>	<u>1.650</u>	<u>1.704</u>		
5.00	8.00	4.00	7.00	3.00	6.00	<u>1.659</u>	<u>1.713</u>	<u>1.767</u>		
8.00	11.00	7.00	10.00	6.00	9.00	<u>1.717</u>	<u>1.771</u>	<u>1.825</u>		
11.00	14.00	10.00	13.00	9.00	12.00	<u>1.750</u>	<u>1.804</u>	<u>1.858</u>		
14.00	17.00	13.00	16.00	12.00	15.00	<u>1.781</u>	<u>1.835</u>	<u>1.890</u>		
17.00	20.00	16.00	19.00	15.00	18.00	<u>1.834</u>	<u>1.888</u>	<u>1.943</u>		
20.00	23.00	19.00	22.00	18.00	21.00	<u>1.893</u>	<u>1.947</u>	<u>2.001</u>		

8.00	11.00	7.00	10.00	6.00	9.00	<u>1.607</u>	<u>1.662</u>	<u>1.716</u>	<u>1.593</u>
11.00	14.00	10.00	13.00	9.00	12.00	<u>1.643</u>	<u>1.697</u>	<u>1.751</u>	<u>1.628</u>
14.00	17.00	13.00	16.00	12.00	15.00	<u>1.677</u>	<u>1.731</u>	<u>1.786</u>	<u>1.663</u>
17.00	20.00	16.00	19.00	15.00	18.00	<u>1.733</u>	<u>1.787</u>	<u>1.842</u>	<u>1.719</u>
20.00	23.00	19.00	22.00	18.00	21.00	<u>1.794</u>	<u>1.848</u>	<u>1.902</u>	<u>1.779</u>
23.00		22.00		21.00		<u>1.858</u>	<u>1.913</u>	<u>1.967</u>	<u>1.844</u>

備考 この表は、看護師、助産師及び保健師の業務に従事する者に適用し、経験年数は、それぞれの免許を取得した時以後の経験年数を示す。なお、看護部所属の職員については、看護職員の処遇改善を目的とした診療報酬の加算制度が改正又は廃止されるまでの間、下記の表を適用する。

看護師等										
経験年数						時間給額 (円)	調整額 加算1	調整額 加算2		
短大卒		短大3卒		大学卒						
以上	未満	以上	未満	以上	未満					
0.00	2.00					<u>1.444</u>	<u>1.498</u>	<u>1.553</u>		
		0.00	1.00			<u>1.495</u>	<u>1.549</u>	<u>1.603</u>		
2.00	5.00	1.00	4.00	0.00	3.00	<u>1.516</u>	<u>1.570</u>	<u>1.625</u>		
5.00	8.00	4.00	7.00	3.00	6.00	<u>1.584</u>	<u>1.639</u>	<u>1.693</u>		
8.00	11.00	7.00	10.00	6.00	9.00	<u>1.650</u>	<u>1.704</u>	<u>1.758</u>		
11.00	14.00	10.00	13.00	9.00	12.00	<u>1.685</u>	<u>1.739</u>	<u>1.793</u>		
14.00	17.00	13.00	16.00	12.00	15.00	<u>1.719</u>	<u>1.774</u>	<u>1.828</u>		
17.00	20.00	16.00	19.00	15.00	18.00	<u>1.775</u>	<u>1.830</u>	<u>1.884</u>		
20.00	23.00	19.00	22.00	18.00	21.00	<u>1.836</u>	<u>1.890</u>	<u>1.944</u>		

23.00	22.00	21.00	<u>1.956</u>	<u>2.010</u>	<u>2.064</u>
-------	-------	-------	--------------	--------------	--------------

【改正理由】

国家公務員の給与改正に準拠するため、所要の改正を行うものである。

23.00	22.00	21.00	<u>1.900</u>	<u>1.955</u>	<u>2.009</u>
-------	-------	-------	--------------	--------------	--------------